

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】 公職選挙法第 49 条第 2 項に基づく政令（公職選挙法施行令）第 59 条の 2 によれば、郵便等による不在者投票が認められるのは、体幹の障害を持つ者のうち（身体障害者手帳に、体幹の障害の程度が、1 級若しくは 2 級である者として記載されている者）のみである。

A は、体幹の障害により歩行が困難で、身体障害者手帳（3 級）を持っている。A は、自宅の中では歩行補助具を用いながら自力で移動するものの、100 メートル以上の歩行は難しいため、屋外では車椅子を使用している。この車椅子を押す介助者は、唯一の親族である 80 歳の母親である。ところが、A の自宅は起伏の多い地域に建てられており、高齢の母親にとって、車椅子を押しながらの外出はしだいに困難となった。急勾配の坂道では、電動車椅子の操作も容易ではない。選挙当日に設置される投票所も、期日前投票所も、高低差の多い道路を約 300 メートル移動しなければ辿り着けないことに鑑みて、A は郵便等による不在者投票を希望した。しかしながら、A は郵便等による不在者投票の適用対象者ではなく、選挙当日の投票にせよ期日前投票にせよ、投票所での投票しか許されなかったため、直近の国政選挙において投票を断念せざるを得なかった。

【参照資料】 公職選挙法施行令（抜粋）

第 59 条の 2

法〔公職選挙法〕第 49 条第 2 項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者については、同法第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫若しくは肝臓の障害若しくは移動機能の障害（以下この条において「両下肢等の障害」という。）の程度が、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあつては 1 級若しくは 2 級、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害にあつては 1 級若しくは 3 級、免疫若しくは肝臓の障害にあつては 1 級から 3 級までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 9 条第 1 項に規定する身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事若しくは指定都市若しくは地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（第 59 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号及び第 147 条第 1 項第 3 号において「中核市」という。）の長が書面により証明した者

【設問】 A のような身障者に対して郵便等による不在者投票を一律に認めない現行法は、選挙権行使の違憲な制限に当たるか。選挙権行使の制限を違憲と判断した最高裁判所の判例と比較しつつ、あなたの見解を述べなさい。